

第5次日田市行政改革大綱

(平成30年度～令和9年度)

日 田 市

平成30年3月

《 目次 》

1. 行政改革の経緯と必要性	1
2. 現状と課題	1
(1) 日田市の財政状況	1
(2) 市民協働によるまちづくりの状況	1
(3) 地方創生に向けた取組状況	2
3. 基本方針と推進項目	2
I. 効率的・効果的な行政運営	2
① 事務事業の見直し	2
② 人材育成の推進	3
③ 財政の健全化	3
④ 定員及び給与の適正な管理	3
⑤ 公共施設等の適正な配置・管理	3
II. 行政サービスの質の向上	3
① 市民との協働の推進	4
② 市民サービスの充実・向上	4
4. 推進及び進行管理	4
(1) 計画期間	4
(2) 推進体制と進行管理	4
(3) 計画の見直し	5

1. 行政改革の経緯と必要性

本市では、地方自治法第2条第14項(「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」)の基本原則に基づき、昭和60年以降、4次にわたり「行政改革大綱」を策定し、事務事業の見直しや職員定員及び給与の適正な管理、財政の健全化、市民との協働の推進など、効率的・効果的な行政運営を図るとともに、社会情勢や多様化する行政ニーズに的確に対応し、市民の満足度を高める行政サービスを効率的に提供できるよう、行財政改革を推進してきました。

しかし、市政を取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化の進行、あるいは産業構造の変化等に伴い、市の収入が安定的に増加することが極めて難しい一方、社会保障関連費用や公共施設・インフラなどの老朽化対策費用の増大が避けられないなど、これまでどおりの行政サービスを提供していくには厳しい状況が見込まれます。そういった環境を背景として、行政運営において、市民福祉の向上や地域課題などへの対応は、市民と市民、市民と行政がともに考え、ともに汗を流す「市民協働」を中心とした運営への変革が必要となっています。

このような状況の中、平成29年度に第4次大綱の計画期間が終了することから、将来にわたって持続可能な自治体運営を行うため、新たな行政改革大綱を策定し、継続して行政改革に取り組んでいきます。

新たな行政改革大綱では、これまでと同様に「最少の経費で最大の効果を上げる」という基本原則に基づき、効率的・効果的な行政運営に取り組むことはもちろんのこと、多様化・複雑化する市民ニーズや地域課題に対応するため、市に関わる全ての個人や団体といった「市民」自らが取り組む自治の領域を広げ、市民と行政が共通の課題や目標に向かって協力し合う協働の取組によって、行政サービスの提供やまちづくりを進める視点も重要となっています。

2. 現状と課題

(1) 日田市の財政状況

本市では、市町村合併による普通交付税の優遇措置が平成27年度から段階的に縮減されており、令和2年度以降は平成26年度と比較して9億4千万円の減額が見込まれています。

厳しい財政状況が続く中、自主財源の確保に直結する市税の適正な課税や徴収率向上のための取組が重要です。また、本市へのふるさと納税の促進や市有財産の有効活用などによる財源の確保も求められています。

また、平成29年3月に策定された日田市公共施設等総合管理計画では、将来的に本市が所有する全ての公共施設等を更新することは困難であることが明らかになったことから、必要な施設を維持しつつ、将来世代の負担軽減を図るため、公共施設の延床面積の削減と適正な配置

を着実に推進していく必要があります。

(2) 市民協働によるまちづくりの状況

地方分権の進展に伴って国と地方の関係が見直され、地方自治体には自己決定による行政運営とこれに伴う自己責任が求められるようになりました。一方で市民のニーズや地域社会の課題は多様化、複雑化が進み、これまでの行政運営の手法では対応が困難なケースが増えています。さらには、過疎化や高齢化の進展に伴って、崩壊の懸念が広がっている地域コミュニティを維持し、安全・安心なまちづくりを進めることが喫緊の課題となっています。

このことから、従来の行政主導によるまちづくりから市民の声を直接行政に反映させる市民参画によるまちづくりと、市民と行政が共に行動する市民協働のまちづくりへと転換する動きが広がっています。

また、「平成 28 年熊本地震」や「平成 29 年九州北部豪雨」等の大規模災害を教訓に、自主防災組織の育成や避難所配置の見直しなどが必要となっており、地域と行政がそれぞれの立場で連携してどう取り組んでいくかが課題となっています。

(3) 地方創生に向けた取組状況

本市では、「ひと」が育ち、その「ひと」が「しごと」をつくり、「まち」をつくる、または、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込むといった好循環を生み出すことを目的として、「日田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成 28 年 2 月に策定し地方創生の取組を始めました。

地方創生に向けた取組は、「日田市における安定した雇用を創出する」「日田市への新しい人の流れをつくる」「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」「人が共に支え合い、安全・安心で快適に暮らせる地域を創る」の4つを基本目標として各種の施策を進めており、総合戦略の着実な実施による成果が求められています。

3. 基本方針と推進項目

「第 5 次日田市行政改革大綱(平成 30 年度～令和 9 年度)」は、人口減少や少子高齢化が進展する中であって、限られた財源と人員で多様化する市民ニーズに対応し、より質の高い行政サービスを提供していくため、2つの基本方針と7つの推進項目のもと、行政改革を推進します。

I. 効率的・効果的な行政運営

「最少の経費で最大の効果を上げる」という地方自治の使命を堅持することはもちろんのこと、行政評価に基づく事務事業の見直しや自主財源の確保などに努め、限られた財源と人員で効率的・効果的な行政運営を図っていきます。

① 事務事業の見直し

限られた経営資源の中で、社会経済情勢の変化や複雑化・多様化する市民ニーズに的確に対応していくため、市民の視点を取り入れた行政評価を行い、事業の必要性や市民の満足度、事業主体の妥当性、事務の効率化など、事務事業の改善や事業のスクラップアンドビルドを図ることで、効率的な事務の運用に努めます。

② 人材育成の推進

地方創生の実現に向けた施策の着実な進捗を図る上で、自治体運営を担う職員には市民感覚・市民目線に立って課題を発見し解決する政策形成能力や高度な業務遂行能力とともに、高い倫理観と使命感が求められています。そのため、計画的な職員研修や職場研修であるOJTの推進により日常の業務を通して職員を育成する職場環境づくりに取り組み、連携協力する組織の構築と、職員の意識改革や資質の向上に努めます。特に、職員一人ひとりの倫理観の醸成、コンプライアンスの徹底及び危機管理意識の向上を図ることで、不祥事の再発防止に取り組み、市民から信頼される職員を育成します。

③ 財政の健全化

健全な財政運営を確保するため、将来の財政負担を見通した中長期的な視点で予算編成を行うとともに、統一的な基準による新たな地方公会計の活用や公営企業会計の地方公営企業法適用により財政状況の「見える化」を推進し、限られた財源を「賢く使う」取組を進めます。

また、市税徴収率の向上や施設使用料の適正化、本市へのふるさと納税の促進などに引き続き取り組み、自主財源の安定的な確保に努め、地方分権の進展した社会に対応できる財政基盤の構築を目指します。

④ 定員及び給与の適正な管理

効率的・効果的な行政運営に取り組み、合わせて人件費総額の抑制を図るため、多様な任用形態の活用による定員の適正管理や時間外勤務縮減等の働き方改革に努めます。

また、職員給与については、人事院勧告や大分県人事委員会勧告に準拠するとともに、他の地方公共団体の状況等も調査・検証しながら、更なる給与制度の適正化に努めます。

⑤ 公共施設等の適正な配置・管理

本市は他都市と比べて過大な公共施設を有していることから、今後は老朽化に伴う修繕費用の増加が懸念されます。このため、日田市公共施設等総合管理計画の着実な推進を図るとともに、指定管理者制度の適正な運用など、効率的な施設運営に努めます。

Ⅱ. 行政サービスの質の向上

社会情勢の変化により行政の担う領域が広がってきていることと、市民のニーズが多様化、

複雑化していることで、これまでの行政手法だけでは対応できない状況がでてきています。そのため、市民の視点に立ち、さまざまな手段や機会を通じ、市民のニーズや地域社会の課題を的確に把握し、市民と行政による協働を推進することによって市民で対応できることを拡充し、市民の多様で細かいニーズに応えていくことで、行政サービスの質の向上につなげていきます。また、行政手続きの見直しなどを行い、市民の利便性の向上を図っていきます。

① 市民との協働の推進

協働のまちづくりを進めるため、市民と行政がそれぞれの責任や役割を認識し、互いに協力することを基本に市民を主体としたまちづくりや防災体制の見直しを進め、NPO等の組織力向上に繋がる支援や公共的役割の担い手となりうる組織づくりを行うとともに、様々な手段を利用して市政に関する情報を発信することで、市民と市民、市民と行政による協働のまちづくりを推進します。

② 市民サービスの充実・向上

市民の視点に立った行政サービスの提供と、質の高い行政サービスを提供するため、窓口業務の効率化や、ICTの活用などによる行政手続きの利便性の向上を図り、市民サービスの充実・向上に努めます。

4. 推進及び進行管理

(1) 計画期間

本大綱の計画期間は、第6次日田市総合計画と整合を図り、平成30年度から令和9年度までの10年間とします。また、具体的な取組を示した実行プランについては、第1期実行プランを2年間、第2期実行プランを4年間、第3期実行プランを4年間に区分して策定します。

	H29 2017	H30 2018	R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027
総合計画	第6次総合計画										
	基本計画(第1期)			基本計画(第2期)				基本計画(第3期)			
行政改革大綱	第5次行政改革大綱										
	策定	実行プラン(第1期)		実行プラン(第2期)				実行プラン(第3期)			

(2) 推進体制と進行管理

第5次行政改革大綱では、行政サービスの質の向上に繋がる取り組みが重要と捉え、改善目標額の設定は行わず、実行プランの実施事項ごとの実施内容や各年度の取組等の進捗状

況を毎年度取りまとめて、進行管理を行います。

行政改革の推進にあたっては、現場(各部課)による主体的な実施及び進行管理に努めるとともに、副市長を本部長とする「日田市行政改革推進本部」において、全庁的な取組を推進します。

また、適宜、その進捗状況や成果等を日田市行政改革推進委員会及び市民、市議会に報告・公表することにより、様々な意見集約に努め、以後の改革の推進に反映させていきます。

(3) 計画の見直し

行政改革を推進していく中で、社会経済情勢の変化等により実行プランの見直しを必要とする場合は、適宜検討し変更していきます。

